

年度モニタリング(令和3年度)

施設名称	佐倉市立臼井老幼の館 臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所
施設概要	<p>児童センター (1)名称 佐倉市立臼井老幼の館 (2)所在地 〒285-0038 佐倉市王子台6丁目25番1号 (3)施設構造 鉄骨造、地上1階建 (4)敷地面積 2,563 m² (5)延床面積 322 m² (6)建築年月 昭和60年3月 (7)開設年月 昭和60年5月 (8)施設内容 事務室、遊戯室、図書室、和室(学童保育室と兼用) (9)基盤設備 電気:東京電力 水道:佐倉市水道事業 下水:佐倉市下水道、 ガス:都市ガス(13A)、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ</p> <p>各学童 臼井老幼の館学童保育所 (1)名称 佐倉市立臼井老幼の館学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台6丁目25番1号(臼井老幼の館内) (3)施設構造 鉄骨造、地上1階建 (4)敷地面積 2,563 m²(臼井老幼の館) (5)延床面積 322 m²(学童保育部分37 m²) (6)建築年月 昭和60年3月 (7)開設年月 昭和60年5月 (8)施設内容 和室(学童保育室と兼用) (9)基盤設備 電気:東京電力 水道:佐倉市水道事業 下水:佐倉市下水道、 ガス:都市ガス(13A)、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:35名 (11)対象学年 1年生～6年生</p> <p>千代田学童保育所 (1)名称 佐倉市立千代田学童保育所 (2)所在地 〒285-0834 佐倉市吉見553番地(千代田小学校内) (3)施設構造 鉄骨造、地上2階建 (4)敷地面積 32,981 m² (5)延床面積 503 m²(学童保育部分134 m²) (6)建築年月 平成6年3月 (7)開設年月 平成20年10月 (8)施設内容 学童保育室(2部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:65名 (11)対象学年 1年生～6年生</p> <p>印南学童保育所 (1)名称 佐倉市立印南学童保育所 (2)所在地 〒285-0822 佐倉市印南223番地1(印南小学校内) (3)施設構造 木造、地上2階建 (4)敷地面積 20,718 m² (5)延床面積 1,073 m²(学童保育部分174 m²) (6)建築年月 昭和56年3月 (7)開設年月 平成15年12月 (8)施設内容 学童保育室(2部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:70名 (11)対象学年 1年生～6年生</p>

<p style="text-align: center;">施設概要</p>	<p>王子台学童保育所 (1)名称 佐倉市立王子台学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台5丁目19番(王子台小学校内) (3)施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 (4)敷地面積 20,011 m² (5)延床面積 1,700 m²(学童保育部分65 m²) (6)建築年月 昭和59年3月 (7)開設年月 平成24年10月 (8)施設内容 学童保育室(1部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:30名 (11)対象学年 1年生～3年生</p> <p>間野台学童保育所 (1)名称 佐倉市立間野台学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台2丁目18(間野台小学校内) (3)施設構造 木造、地上2階建 (4)敷地面積 7,825 m² (5)延床面積 19,748.91 m² (6)建築年月 平成29年4月 (7)開設年月 平成29年4月1日 (8)施設内容 学童保育室(2部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:60名 (11)対象学年 1年生～3年生</p> <p>染井野学童保育所 (1)名称 佐倉市立染井野学童保育所 (2)所在地 〒285-0831 佐倉市染井野1丁目19(染井野小学校内) (3)施設構造 軽量鉄骨造、地上2階建て (4)敷地面積 26,420.00 m² (5)延床面積 4,406.18 m²(学童保育部分90.80 m²) (6)建築年月 平成29年4月 (7)開設年月 平成29年4月1日 (8)施設内容 学童保育室(1部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:45名 (11)対象学年 1年生～6年生</p>
<p>施設の設置目的</p>	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とします。</p>
<p>指定管理者</p>	<p>株式会社 明日葉</p>
<p>指定期間</p>	<p>平成31年4月1日～令和6年3月31日</p>
<p>委託料</p>	<p>417,307,939円(令和3年度支払額83,357,055円)</p>
<p>市所管課</p>	<p>こども支援部こども保育課</p>
<p>第三者</p>	<p>佐倉市立臼井老幼の館運営委員会</p>

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

※記載箇所欄について、業務基準書が2種類あるため、学童保育所基準書の記載箇所を記載することとし、ページ数が異なる場合には老幼の館の記載箇所を追記の上で(老)を記載する。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(3)」に記載。	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(2)」に記載。	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(4)」「Ⅱ-1-(5)(老)」に記載。	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(5)」「Ⅱ-1-(7)(老)」に記載。	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	予約制により、利用時間終了ごとに清掃や消毒を行っています。
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」、別表1に記載。	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」に記載。	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)、(11)」「Ⅱ-2-(4)、(12)(老)」に記載。	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(3)」に記載。	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)」に記載。	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	該当があった場合は、直ぐに所管課に報告済。
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(老)」に記載。	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(老)」に記載。	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」「Ⅱ-2-(10)(老)」、別表1に記載。	

保守点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」「Ⅱ-2-(10)(老)」に記載。	
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	開館前に安全確認の見回りを行っています。
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(老)」に記載。	
安全点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(老)」に記載。	
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」「Ⅱ-2-(11)(老)」に記載。	
駐車場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」「Ⅱ-2-(11)(老)」に記載。	

3 施設運營業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)(老),Ⅱ-6」に記載。	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(6)」「Ⅱ-3-(9)(老)」に記載。	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(老)」に記載。	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(老)」に記載。	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(老)」に記載。	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(老)」に記載。	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	施設入口に苦情窓口情報を掲示。
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」「Ⅱ-3-(11)(老)」に記載。	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1),(2)」に記載。	

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)」に記載。	
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(9)」「Ⅱ-3-(12)(老)」に記載。	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(9)」「Ⅱ-3-(12)(老)」に記載。	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(2)」に記載。	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(3)」に記載。	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-5、Ⅲ-7-(1)」に記載。	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(3)」に記載。	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(2)」に記載。	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(2)」に記載。	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(3)」に記載。	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(4)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(6)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(6)」に記載。	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-4」に記載。	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(1)」に記載。	

体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	
体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(4)」に記載。	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(5)」に記載。	

6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準

守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(1)」に記載。	
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(2)」に記載。	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	

情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	

7 事業計画及び事業報告に関する基準

資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)、(2)」に記載。	

資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)、(2)」に記載。	

8 連絡調整に関する基準

連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-10」に記載。	

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>全体を通して、実施が出来ていると考えております。 トラブルや非常時には、市所管課と連絡を密に行い情報の共有やトラブル解決に取り組む事ができております。</p> <p>臼井老幼の館施設周りの剪定等も地域の皆様からご意見を賜り、児童センターの地域での役割を再確認させていただきました。ご意見を賜りながら、愛される施設作りを継続してまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>業務基準書に沿った適切な施設運営が実施できていると思います。 近隣の方々との意見交換もできており、利用者だけでなく地域全体に必要な場としても児童センターが機能していると思います。 学童保育所についても、トラブル対応や市との情報共有が速やかに行われています。引き続き安心・安全して利用できる施設運営に努めていただければと思います。</p>

②利用状況等分析

児童センター	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
延べ利用者数(人)	4,440	13,500	7,619	171.6%	56.4%

学童	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
利用料金収入(円)	11,674,500	23,100,000	18,391,000	157.5%	79.6%
減免件数(件)	82	70	78	95.1%	111.4%
登録児童数/月 (臼井老幼の館 学童)	44	55	31	70.5%	56.4%
(千代田学童)	59	75	59	100.0%	78.7%
(印南学童)	27	30	19	70.4%	63.3%
(王子台学童)	31	30	36	116.1%	120.0%
(間野台学童)	65	55	58	89.2%	105.5%
(染井野学童)	38	30	37	97.4%	123.3%

意見記述欄

指定管理者	<p>昨年度と引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を取った上での運営となりました。</p> <p>【児童センター】 児童センター利用を予約制として開館。昨年度のように臨時休館は無く、開所日数は通常通りとなっています。利用者数を区分別に前年度対比で見ると、 幼児→153% 小学生→253% 中学生→66% 大人→183% となっており、感染流行月は前年と大きな差はありませんが、落ち着きを見せた月のご利用が伸びている傾向が見られます。</p> <p>【学童保育所】 学童保育所においては、年度内に登所自粛依頼が複数回ありました。全体で見ると、前年比約90%の登録数となりました。学童別で見ると、臼井老幼の館学童保育所、印南学童保育所が前年度比70%でした。臼井老幼の館学童保育所については、対象学年が中～高学年であることも登録数減の要因であると考えられます。</p>
佐倉市	<p>児童センターについては、予約制という制限はあるものの昨年を上回る利用者数となっています。</p> <p>学童保育所については、学童ごとに登録児童数の増減に差があるものの、利用料金収入は昨年度を上回る実績となっています。</p> <p>実績に対する要因や課題等の把握は既にできていると思いますので、各施設の状況、環境に応じた適切な運営を継続していただければと思います。</p>

③経営分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	30,502,167	30,502,167	30,502,167	100.0%	100.0%
支出(円)	27,985,813	28,641,813	29,516,588	105.5%	103.1%
収支(円) 〈収入-支出〉	2,516,354	1,860,354	985,579	39.2%	53.0%
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	71.1%	86.9%	71.5%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	0.40%	0.85%	0.4%	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	6,303	2,121	3,874	61.5%	182.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	6,870	2,259	4,003	58.3%	177.2%

学童保育所	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	73,959,054	76,085,554	76,115,605	102.9%	100.0%
支出(円)	68,112,041	69,758,857	71,491,362	105.0%	102.5%
収支(円) 〈収入-支出〉	5,847,013	6,326,697	4,624,243	79.1%	73.1%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	22.9%	30.3%	24.2%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	76.5%	85.1%	75.2%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	0.87%	0.85%	0.57%	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	258,000	253,668	297,880	115.5%	117.4%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	200,702	192,674	220,773	110.0%	114.6%

全体	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	104,461,221	106,587,721	106,617,772	102.1%	100.0%
支出(円)	96,097,854	98,400,670	101,007,950	105.1%	102.6%
収支(円) 〈収入-支出〉	8,363,367	8,187,051	5,609,822	67.1%	68.5%

意見記述欄

指定管理者	<p>児童センターにおいては、今年度職員配置を変更したことにより人件費が昨年度より増加しております。</p> <p>学童保育所においては、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業交付金により収入・支出が増加。また、安定的な学童保育所運営のため、前年度よりスタッフを増員したことにより人件費増となっております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金の活用により、各施設備品購入(空気清浄機等コロナ対策備品)が出来、日常の対策を強化することができました。</p> <p>児童センター・学童保育所で普段使用する遊具・玩具の入れ替えや備品購入は必要に応じて引き続き、古いものと順次入れ替えを行っています。児童センターの施設関係備品(和室畳など)も今年度において入れ替えを行いました。</p>
佐倉市	<p>職員配置の変更や、スタッフ増員による支出の増加はあるものの、全体を通して見ると、収入、支出共に概ね計画通りの実績となり、安定した運営が行われていることがわかります。</p> <p>今後もコロナの状況を見ながら運営していくことになるかと思いますが、通常運営としての質の維持・向上や不測の事態に備えた経営管理に努めていきたいと思っております。</p>

④業務実施状況確認

【児童センター 単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
衛生管理の徹底	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策とし、利用者、施設、職員において以下の通り対策を徹底いたしました。 【利用者】入館時の検温、アルコール消毒、健康観察 →施設入口に非接触型の自動検温器を導入。 【施設】受付時間終了後には、遊具、施設内の消毒の徹底(アルコール消毒や次亜塩素酸を使用) 【職員】出勤時の健康チェックの徹底。 以上を徹底することにより、前年度から引き続き安心してご利用いただける施設を目指しています。
地域NPOとの連携	NPO法人子ども劇場千葉県センターとの研修を実施。他指定管理者と共に受講でき、有意義な研修となりました。
小学生向け取り組みの強化	一般社団法人S.C.Pjapan様ご協力により「ハッピースポーツ教室」を実施。性別や年齢、運動の得意不得意に関わらず、子どもたちが主体的に取り組むことができるプログラムとなり、他者を思いやる心を育みました。

【児童センター中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
環境整備	常に気持ちよく施設をご利用いただくため、日々改善を行っております。 【施設内】和室の痛んでいた畳の修繕(2回に分け半分は令和4年度に実施) 【施設外】花壇改修や樹木、生垣剪定。
親の孤立化防止	長期に渡るコロナ禍により、昨年度以上に関わりが希薄になってきていると感じます。 児童センターに来館し、ご利用様同士のコミュニケーションが活発になるようイベントを工夫し、実施いたしました。 子育て相談等、日々の会話から支援を行っております。

【学童保育所 単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
衛生管理の徹底	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策とし、学童利用者、施設、職員において以下の通り対策を徹底いたしました。 【学童児童】登室時の検温、アルコール消毒、健康観察 【施設】運営終了後には、遊具、施設内の消毒の徹底(アルコール消毒や次亜塩素酸を使用) 【職員】出勤時の健康チェックの徹底。 以上を徹底いたしました。新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金を使用し、学童保育所ごとに空気清浄機や消毒用アルコールを購入いたしました。
子育て家庭の支援	長期休み期間を対象とし、希望者にお弁当注文ができるシステムをリニューアルいたしました。 佐倉市内の業者を選定し、家庭の負担軽減を目指しています。
健康な体作りを行う	感染防止対策を講じた上で、弊社グループ会社の「リーフスポーツ」による運動プログラムを実施。体力増強に取り組みました。

【学童保育所中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
学童保育所指導員の接遇向上	各業務主任を通しての学童保育所会議等で共有を図りました。 救急救命講習は集合形式で実施しましたが、研修は基本オンラインで行い、全職員が受講可能となりました。 研修は本部にてスケジュールを立て、計画的に実施しています。

意見記述欄

指定管理者	<p>今年度は、昨年度からの目標を継続し、より良い運営に努めました。 児童センター、学童保育所共に感染症対策を徹底しております。施設をご利用いただく中で第一である「安心・安全」を意識し、確実に実行いたしました。 児童センターでは今年度より、新しくハッピースポーツ教室の実施とNPO法人子ども劇場千葉県センターの研修会を実施いたしました。 ハッピースポーツ教室では、自分たちで話し合いルールを決定したり、他者を思いやる心を育むなど性別・年齢も関係なく楽しむことができ、参加者から好評をいただきました。来年度においても継続して実施予定です。 また、研修会については他指定管理者との交流も行うことができました。中々現場職員同士での集まる機会が少なく良い刺激になったとの声もあがりました。</p> <p>学童保育所においては、お弁当注文システムのリニューアルを行いました。メニューの幅が広がり、忙しい保護者の負担軽減の一つとして実施しています。 また、指導員の研修についても法人内で見直し、オンライン研修として実施いたしました。可能なタイミングで研修を受講することができるため、受講によるスキルアップを目指します。</p>
佐倉市	<p>児童センターでは、児童だけでなく親向けの相談事業にも力を入れており、施設が利用者同士の交流の場として機能していると思います。 研修についても、集合研修の実施が難しい中、オンライン研修等を活用し個々のスキルアップを図ることができています。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	無記名での利用者アンケートを実施。
回答数等	臼井老幼の館 18歳未満 13件 保護者 39件 臼井老幼の館学童保育所 14件 千代田学童保育所 43件 印南学童保育所 20件 王子台学童保育所 23件 間野台学童保育所 44件 染井野学童保育所 20件
実施結果	<p>①アンケート抜粋(臼井老幼の館)</p> <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臼井老幼の館にご来館される理由は何ですか？(複数回答可) 友達が行っているから 7件 新しい友達がつくれるから 13件 子どもが喜ぶから 37件 遊び道具が豊富だから 23件 施設の雰囲気が良いから 24件 職員と話せるから 24件 その他 9件(「図書室利用と外遊び」「安心して遊ばせられるから」など) ・職員の対応はいかがですか？ 良い 49件 ふつう 0件 悪い 0件 その他 0件 未回答 0件 ・館内の清掃は行き届いていますか？ 綺麗になっている 45件 ふつう 4件 汚い場所がある 0件 汚い 0件 未回答・その他 0件 ・イベント情報などは、どのようにして確認していらっしゃいますか？(複数回答可) 掲示物 18件 こぶし(広報紙) 29件 ホームページ 22件 ツイッター 0件 その他 3件(「先生方」「利用したとき」) 未回答 1件 ・イベント情報などわかりやすい広報がなされていますか？ よくわかる 30件 ふつう 11件 よく探せばわかる 2件 わかりにくい 0件 その他 0件 未回答 6件 ・現在新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、利用人数制限、時間制限、消毒、健康チェックなどを行っています。利用時間制限、定員制限について伺います。 ○現在、平日10:00～11:30・土日10:00～11:45、14:00～16:00 定員10組としております。 制限が多い 3件 やや多い 6件 適切である 33件 制限がややゆるやか 0件 ゆるやか 0件 その他 0件 未回答 7件 ○施設利用の際の手指消毒・健康チェック(検温)について伺います。 大変良い 18件 良い 11件 適切 12件 多少面倒である 0件 面倒である 0件 その他 2件(「おもちゃがもう少し多くなると良い等」) 未回答 6件 <p>【18歳未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臼井老幼の館に来る理由は何ですか？ 友達がいるから 10件 遊び道具があるから 8件 他に行く場所がないから 0件 新しい友達がつくれるから 0件 先生(職員)が楽しいから 4件 その他 9件(「本があるから」「友達と遊ぶのに最適だから」「楽しいから」など) ・職員(先生たち)の対応はいかがですか？ よい 28件 ふつう 2件 わるい 0件 その他 0件 未回答 1件 ・館内の清掃は行き届いていますか？ きれいになっている 22件 ふつう 8件 きたない場所がある 0件 きたない 0件 その他 0件 未回答 1件 ・臼井老幼の館で、こまったことがありますか？ ない 30件 ある 1件(「受付に人がいない時」) ・イベントなどは、どのようにして確認していますか？ 掲示物 8件 こぶし(広報紙) 18件 ホームページ 0件 ツイッター 0件

(学童保育所)全体

1. お子様は学童に楽しく通うことができていますか？
はい 134件 いいえ 1件 どちらとも言えない 8件
その他 1件 (「同じ学年の子が少なくなってきた(4年生)」) 未回答 1件
2. 学童職員の対応は、いかがですか？
はい 128件 いいえ 2件 どちらとも言えない 15件 その他 0件 未回答 2件
3. 学童での生活内容などは、機関紙(お便り)や掲示物などで伝わっていますか？
はい 132件 いいえ 2件 どちらとも言えない 11件 その他 0件 未回答 1件
4. 当法人のホームページを見たことがありますか？
はい 39件 いいえ 106件 未回答・その他 0件
5. 学童と保護者との間で、学童や家庭の様子について情報交換はできていますか？
はい 109件 いいえ 6件 どちらとも言えない 30件 未回答・その他 0件
6. 学童の職員にお子様に関することや子育てのことについて、相談できていますか？
はい 67件 いいえ 24件 どちらとも言えない 50件 その他 0件 未回答2件

回答者の意見等	対応策等
状況に合わせて人数制限の緩和等行ってほしい(児童センター)	ご不便をおかけして申し訳ございません。状況に合わせた人数緩和については、感染者数の減少と合わせて実施していきたいと考えております。新型コロナウイルスの感染状況も波があるため、社会情勢を注視してまいります。
利用時間の延長をしてほしい(児童センター)	ご不便をおかけして申し訳ございません。状況に合わせた人数緩和については、感染者数の減少と合わせて実施していきたいと考えております。新型コロナウイルスの感染状況も波があるため、社会情勢を注視してまいります。
学童参観や他の保護者の方とも交流できる環境があると嬉しいです。(学童)	新型コロナウイルスの状況が落ち着きましたら、親子イベントや保護者会の開催を検討してまいります。
習い事(ピアノ・そろばん・習字・英語・将棋等)の先生が週に1回ずつなど来所してくれたら、とても助かります。(学童)	同様のご要望を多数いただきました。習い事につきましては、専門の講師の確保やスペースの確保が課題となります。実施が可能かどうか、関係機関とも情報共有し取り組んでまいります。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>満足度調査へのご協力ありがとうございました。 自由記述欄でも多くのご意見をいただき、お褒めのお言葉と共に、改善の必要がある事項も確認することができました。</p> <p>【児童センター】 現在の利用時間制限についてご意見をいただきました。こちらについては、上記でも記載の通り随時見直しを行ってまいります。今年度も検討しておりましたが、見直し時期に感染急拡大等があり現状の運用を継続しておりました。その他、ご利用についてはお褒めの言葉もいただいておりますので、取り組み継続してまいります。</p> <p>【学童保育所】 イベント等について多くのご意見をいただきました。(体験教室等) ご要望があることを承知いたしましたので、感染状況や実施に向けた検討が必要と感じます。直ぐの実施は厳しい状況ですが、前向きに進めてまいります。 また、改善が必要な事案については、早急に改善できるよう取り組んでおります。引き続き温かいご支援をいただけるようより良い施設運営を目指します。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナの感染拡大の影響による制限が続き、利用者の要望に応じることが児童センター、学童保育所共に難しかったと思います。 全ての要望に応えることは困難だと思いますが、イベントや事業等が再開できるようになれば満足度もより向上していくと思います。今後もアンケート結果や利用者の意見に耳を傾け、ニーズに応じたより良い施設運営を目指していただければと思います。</p>

⑥総合評価

【令和3年度】
意見記述欄

指定管理者	<p>昨年度より引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での運営となりました。徐々にイベント等も再開しており、利用者数も昨年度より増加傾向が見られましたが、コロナ前の状況には未だ戻っていないことが実情です。</p> <p>感染対策を確実に実行し、「安心・安全」のため取り組んでまいります。</p> <p>その中でも新しい取り組みを行うことができた1年となりました。常に活動内容も改良を行い、好評をいただけるよう取り組みます。また、地域の各関係機関とも連携をさらにを行い、臼井老幼の館の認知度を上げていきたいと考えます。</p>
佐倉市	<p>昨年度に引き続き、新型コロナの感染対策を講じながらの施設運営となり、厳しい1年だったと思います。その中でも徐々に利用者数が改善されてきたのは、徹底した感染対策と柔軟かつ適切な施設運営があったからこそだと思います。</p> <p>今後も利用者がより安心して利用できる施設運営に努めていただければと思います。</p>

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和3年度)

施設名称	臼井老幼の館及び6学童保育所
評価者・団体	臼井老幼の館 運営委員

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A

総合評価

全体的に適切な運営であるとの評価をいただきました。
 コロナ禍により、細かな部分まで見学していただくことが以前に比べて少なくなっています。状況が改善され次第、見学会等実施していきたいと考えています。
 学童保育所、児童センターの日々の取り組みについて、お褒めの言葉をいただきました。

指定期間中間モニタリング(令和3年度)

施設名称	佐倉市立臼井老幼の館 臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所
施設概要	<p>児童センター (1)名称 佐倉市立臼井老幼の館 (2)所在地 〒285-0038 佐倉市王子台6 丁目25 番1 号 (3)施設構造 鉄骨造、地上1階建 (4)敷地面積 2,563 m² (5)延床面積 322 m² (6)建築年月 昭和60 年3月 (7)開設年月 昭和60 年5月 (8)施設内容 事務室、遊戯室、図書室、和室(学童保育室と兼用) (9)基盤設備 電気:東京電力 水道:佐倉市水道事業 下水:佐倉市下水道、 ガス:都市ガス(13A)、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ</p> <p>各学童 臼井老幼の館学童保育所 (1)名称 佐倉市立臼井老幼の館学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台6 丁目25 番1号(臼井老幼の館内) (3)施設構造 鉄骨造、地上1階建 (4)敷地面積 2,563 m²(臼井老幼の館) (5)延床面積 322 m²(学童保育部分37 m²) (6)建築年月 昭和60 年3月 (7)開設年月 昭和60 年5月 (8)施設内容 和室(学童保育室と兼用) (9)基盤設備 電気:東京電力 水道:佐倉市水道事業 下水:佐倉市下水道、 ガス:都市ガス(13A)、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:35 名 (11)対象学年 1年生～6年生</p> <p>千代田学童保育所 (1)名称 佐倉市立千代田学童保育所 (2)所在地 〒285-0834 佐倉市吉見553 番地(千代田小学校内) (3)施設構造 鉄骨造、地上2階建 (4)敷地面積 32,981 m² (5)延床面積 503 m²(学童保育部分134 m²) (6)建築年月 平成6年3月 (7)開設年月 平成20 年10 月 (8)施設内容 学童保育室(2部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天 然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:65 名 (11)対象学年 1年生～6年生</p> <p>印南学童保育所 (1)名称 佐倉市立印南学童保育所 (2)所在地 〒285-0822 佐倉市印南223 番地1(印南小学校内) (3)施設構造 木造、地上2階建 (4)敷地面積 20,718 m² (5)延床面積 1,073 m²(学童保育部分174 m²) (6)建築年月 昭和56 年3月 (7)開設年月 平成15 年12 月 (8)施設内容 学童保育室(2部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天 然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:70 名 (11)対象学年 1年生～6年生</p> <p>王子台学童保育所 (1)名称 佐倉市立王子台学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台5丁目19 番(王子台小学校内) (3)施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 (4)敷地面積 20,011 m² (5)延床面積 1,700 m²(学童保育部分65 m²) (6)建築年月 昭和59 年3月 (7)開設年月 平成24 年10 月 (8)施設内容 学童保育室(1部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天 然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:30 名 (11)対象学年 1年生～3年生</p>

	<p>間野台学童保育所 (1)名称 佐倉市立間野台学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台2丁目18(間野台小学校内) (3)施設構造 木造、地上2階建 (4)敷地面積 7,825 m² (5)延床面積 19,748.91 m² (6)建築年月 平成29年4月 (7)開設年月 平成29年4月1日 (8)施設内容 学童保育室(2部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、電話:NTT 東日本、 その他:ケーブルテレビ (10)定員:60名 (11)対象学年 1年生～3年生</p> <p>染井野学童保育所 (1)名称 佐倉市立染井野学童保育所 (2)所在地 〒285-0831 佐倉市染井野1丁目19(染井野小学校内) (3)施設構造 軽量鉄骨造、地上2階建て (4)敷地面積 26,420.00 m² (5)延床面積 4,406.18 m²(学童保育部分90.80 m²) (6)建築年月 平成29年4月 (7)開設年月 平成29年4月1日 (8)施設内容 学童保育室(1部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:45名 (11)対象学年 1年生～6年生</p>
施設の設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とします。</p>
指定管理者	株式会社 明日葉
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	417,307,939円(令和3年度支払額 83,487,721円)
市所管課	こども支援部こども保育課
評価対象期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日

評価	説明
S (優良)	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A (適格)	要求される水準を満たしている。
B (概ね適格)	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C (不適格)	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

1 項目別評価

(1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	A	A
平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

指定管理期間スタート時より、施設内の環境整備に重点を置いて取り組みました。具体的には、児童センター内の掲示物の見直し、清掃、整理整頓、玩具等の入れ替えです。学童保育所においても同様に対応しております。児童センター、学童保育所共にお子様にご利用する施設であるため、常に清潔にすることが必須となります。常に気持ちよくご利用いただくために努めております。

ご利用者様のご要望・ご意見は利用者アンケートや日々ご利用の中でのご意見を基に把握に努めております。
 ・児童センター内トイレ…以前より目隠しが無く、トイレ内が見えてしまう状況や臭いの問題が発生。目隠しを設置することにより、問題を解決することができました。
 ・授乳スペースの確保…授乳やおむつ替えのスペースが無かったことから、パーテーションを用いてスペース確保を行うことができました。

貸館事業も平成31年度は実施し、特定団体の優遇等は無く、公平にご利用いただきました。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

概ね問題の無い運営が行えていると思います。佐倉市子ども保育課様とも連携を取りながら、より良い運営に努めています。

【今後の課題】

臼井老幼の館の設置目的や事業内容を近隣の方々や市民に改めて知っていただくことかと考えます。指定管理者として広報活動も様々行ってまいりましたが、まだまだ事業内容をご存じない方も多く、何を行っている施設なのかよくご存じない方もいらっしゃいます。改めて知っていただくことにより、更なる利用促進に繋げ、支援が必要な方が支援を受けることができるよう取り組みたいと考えます。

評価の理由及び今後の課題(市)

・アンケートや利用者の直接意見に耳を傾け、問題認識及び早期解決に努めていたと思われる。
 ・施設内の衛生管理も徹底しており、利用者が安心して過ごせる環境が整っていたと思います。

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A
<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>平成31年4月の運営開始より、臼井老幼の館の特徴を生かした取り組みを行ってまいりました。他の施設には無い、広い園庭を使用した運動活動もその一つです。「臼井老幼の館に来れば思い切り外で遊ぶことができる」や「自然と親しむことができる」というお声は実際ご利用様からも上がってきています。また、中高生には園庭でのバスケットボールが好評です。今では少なくなっているバスケットゴールを使用し、中高生の交流の場となっています。</p> <p>令和2年度より、情報発信のためTwitterを導入いたしました。施設をご利用いただくためにイベント等の広報も積極的に行っています。</p> <p>また、気持ちよく施設をご利用いただくために、「施設環境整備」「スタッフの接遇」に力を入れています。</p> <p>弊社では、日々より良い改善を行う「現場力」の取り組みを行っています。児童センター、学童保育所内で運営をより良くするため(経費削減も含む)の取り組みを実行し、改善を積み重ねています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、予定外の対応もありましたが、都度問題なく対応できています。</p>			
<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p> <p>学童保育所において、出欠席管理等のWEB化を推進していくか。(アンケート上でも複数ご要望あり) 現行のシステムからの変更が課題。</p>			
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPや機関誌だけでなく、SNSを活用した積極的な情報発信を行っていたことは評価すべき点とされます。 ・広い園庭を活用した運動活動も他の児童センターにはない魅力であり、幅広い年齢の子どもたちの交流の場として機能していると思われます。 			

(3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	A
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適当であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適当であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当であったか。	A	A
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適当であったか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>法人本部では、人事労務、会計を集約して行い、各事業所では保育に集中することができる体制を整えております。学童保育所の応援体制は、まずエリア内の学童保育所で連携し、急な欠員が発生した場合での対応も可能としています。職員の研修はオンライン研修が中心となり、全職員受講となっています。年間スケジュールに基づき多彩な研修を受講しています。</p> <p>法人担当者は、千葉県内(佐倉市を主として)に常駐し、令和4年度より佐倉市内に事務所を構え、急遽の事態にも対応できるように体制を整えています。</p> <p>施設維持管理については、問題が発生した際には、ご利用様に影響が出ないように迅速に対応しています。備品管理等も、適宜入れ替えや新規購入を行っております。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>施設の老朽化による、修繕が今後多くなるものと想定されます。計画的な修繕が必要かと考えます。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<ul style="list-style-type: none"> ・本部を中心とした役割分担及び連携体制が整っており、保育の現場が安定してサービスを提供できるようになっていると思います。 ・施設管理及び整備についても早期に対応しており、利用者に影響が出ないように努めていると思います。施設の老朽化による修繕の必要性については、市としても課題として認識はしているため、今後協力して順次対応していければと思っています。 			

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
事業内容	【児童センター】 児童の成長過程に合わせた多様な事業内容が提案されているか。	A	A
配慮を要する児童への対応	【学童保育所】 配慮を要する児童(障害を有する児童等)への対応方針が適当であるか。(職員配置、研修体制等)	A	A
保育環境の向上	【学童保育所】 学童保育所の保育内容を向上させ、保護者との信頼関係を構築する提案がされているか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>【児童センター】 乳幼児親子はもちろんのこと、児童向けも多様な事業を行っております。教室や制作関係、体を動かす事業など多岐に渡ります。児童本人の興味や関心のある行事に参加していただき、児童自身興味の幅が広がるよう配慮しています。</p> <p>【具体例】地域のボランティアによるイベント(お話し会、将棋教室等)や弊社グループ会社からの運動指導員を派遣した運動イベント(幼児親子体操教室)、一般社団法人S.C.Pjapan様ご協力のハピースポーツ教室等。</p> <p>【学童保育所】 配慮を要する児童に対して、まず法人担当者での巡回時に確認。状況に応じて加配を行い、児童に対し適切な支援が行えるよう配慮しています。法人社内研修と合わせ、巡回指導時の指導内容をスタッフ間で周知し、対応に活かしております。</p> <p>弊社の基本目標(1. 健康な体と豊かな情操を養う。2. 基礎的な生活習慣を身につける。3. 自主的な判断力と社会性を身につける)を基に学童保育所の運営を行っております。中でも2, 3は日頃より児童に声かけをすることも多く、児童の主体的な活動を支援することができるように職員も心がけています。保護者様へも日頃の様子を細かくお伝えすることにより信頼関係構築へ努めています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>【学童保育所】 多様な配慮を要する児童に対し、専門性の高い支援員の育成、確保。 コロナ禍における、保育内容及び信頼構築の活動。(コロナ禍明けは親子イベントを検討中)</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<p>・様々な年齢に応じた内容の事業が準備されていると思います。年齢だけでなく、室内、室外問わず幅広い内容のイベントが開催されていることは素晴らしいと思います。</p> <p>・配慮を要する児童の対応のため研修の開催や巡回相談時の指導内容の共有を図るなど、支援体制が十分に整っていると思います。</p>			

(5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	B	B
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	A
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

地域の皆様に愛される施設を目指し、取り組みを続けています。
 臼井老幼の館館長は、王子台地区社会福祉協議会の福祉委員会へ出席。老幼まつりや春まつりなど多くの地域ボランティアさんのお力もいただきながら、実施することができました。
 また、児童センターでの卓球教室もボランティア講師にご支援いただきながら、大会も開催できました。引き続き地域の皆様のお力をいただきたいと思います。

また、児童センター、学童保育所共に佐倉市在住者を優先的に雇用しております。また、ご年齢の制限は設けず(パートナー)、幅広い年代の方にご活躍いただいております。

また、学童保育所の長期休みの保護者負担の軽減のため、お弁当注文のサービスを行っております。こちらも市内の業者へ依頼し、地域産業への活性化の貢献を目指しています。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

現在新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止が続いており、地域との繋がりが希薄になってきています。
 社会情勢も関係してきますが、以前のような繋がりを取り戻す活動が必要であると考えます。

評価の理由及び今後の課題(市)

・積極的な地域活動への参加、地域交流ができていると思います。コロナ禍の影響でイベントの減少は仕方のないことですが、感染が収束した際には以前のような地域交流イベント実施がまた行えればと思います。
 ・市民を優先的に雇用し、地域雇用の実現ができていると思われます。

2 総合評価及び今後の課題

指定管理者	概ね問題の無い運営が出来ていると感じています。 指定管理期間も中間年を迎え、過去3年間は全指定管理者からの引継ぎや踏襲期間もあり、安定運営の為の基盤作りとしていきました。現在、段々と新しい取り組みにもチャレンジすることができており、ご利用様のニーズに沿った運営を心がけています。 今後は基盤の上に、新しい取り組みを合わせ、多様なプログラム提供ができる安定的な運営を続けてまいります。
市	・全体を通して、安定した運営ができていると思われます。 ・コロナの影響により様々な制限が続く状況ではありますが、新たな事業へのチャレンジなど更なる飛躍を期待しております。

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和3年度
施設名 : 白井老幼の館他学童保育所

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則)		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 (法15条)		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □ 明示すべき労働条件の内容 ① 契約の期間、② 就業の場所・従事する業務の内容、③ 労働時間に関する事項、④ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤ 退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、① 昇給の有無、② 退職手当の有無、③ 賞与の有無、④ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 (法32・34～36・39条等)		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ① 交替制勤務における引継ぎ時間 ② 業務報告書等の作成時間 ③ 仕事の打合せ、会議等の時間 ④ 参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤ 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 (法24・37・最低賃金法4条等)		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。